

令和 5 年

上尾市教育委員会 7 月定例会 議案

## 議 案 名

- 議案第 35 号 上尾市学校給食実施規則の一部を改正する規則の制定  
について ----- 1
- 議案第 36 号 上尾市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱につい  
て ----- 3

【 白紙 】

## 議案第35号

上尾市学校給食実施規則の一部を改正する規則の制定について  
上尾市学校給食実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年7月21日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市学校給食実施規則の一部を改正する規則

上尾市学校給食実施規則（令和5年上尾市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第4号及び第5条第1項から第3項までにおいて」を「以下」に、「同号及び第5条第1項から第3項までにおいて」を「以下」に改め、同条第4号中「第4条第1項及び第9条第1項において」を「以下」に改める。

第7条に次の1項を加える。

- 4 前2項の規定に該当する場合のほか、教育委員会は、必要と認めるときは、第3条第1項に規定する者について、学校給食を停止し、又は停止した学校給食を再開することができる。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（学校給食費の額の特例）

- 5 小学校に係る学校給食費負担者（児童生徒が学校給食を受ける場合における当該児童生徒の保護者を除く。）から令和5年8月から令和6年3月までの月分に係る学校給食費を徴収する場合における第5条第1項第1号及び第3項第1号の規定の適用については、同条第1項第1号中「4, 300円」とあるのは「4, 800円」と、「5, 300円」とあるのは「5, 700円」と、同条第3項第1号中「270円」とあるのは「300円」とする。
- 6 中学校に係る学校給食費負担者（児童生徒が学校給食を受ける場合における当該児童生徒の保護者を除く。）から令和5年8月から令和6年3月までの月分に係る学校給食費を徴収する場合における第5条第1項第2号及び第3項第2号の規定の適用については、同条第1項第2号中「5, 200円」とあるのは「5, 710円」と、「6, 440円」とあるのは

「7, 110円」と、同条第3項第2号中「310円」とあるのは「350円」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

上尾市の設置する学校において、学校給食法第4条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し必要な事項を改正したいので、この案を提出する。

議案第 3 6 号

上尾市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について  
上尾市立小・中学校通学区域審議会委員に下記の者を委嘱する。

令和 5 年 7 月 2 1 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

委嘱 [任期：令和 6 年 7 月 3 1 日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
2号委員	むとう あきお 武藤 昭夫	上尾市緑丘 在住	上尾市自治会連合会理事	新任
	たかはし よしひろ 高橋 吉博	上尾市原市 在住	上尾市 P T A 連合会副会長	新任
	みかみ よしひと 三上 義仁	市立瓦葺小学校 在勤	校長（上尾市小学校校長会会長）	新任
	いうら ひろし 井浦 博史	市立太平中学校 在勤	校長（上尾市中学校校長会会長）	新任

- 1号委員：市議会の議員  
2号委員：各種団体を代表する者  
3号委員：識見を有する者

提案理由

上尾市立小・中学校通学区域審議会委員に欠員が生じたため、上尾市立小・中学校通学区域審議会条例（令和 2 年上尾市条例第 1 0 号）第 2 条第 2 項の規定により、その後任として委嘱したいので、この案を提出する。

【 白紙 】